

## 5. 外部資金の獲得・使用システム

### 5-1. 外部資金の概要

既に見てきたとおり、イングランドの大学全体の収入総額のうち、政府負担分が約55%を占め、残りは授業料収入（個人負担分）、事業収入、民間研究資金等で賅われている。授業料収入については、EU加盟国以外からの留学生は、教育コストの全額を授業料として徴収するとの考え方に基づいて、各大学が自由に料金設定している。

また、民間研究資金については、研究資金収入総額の4割強を占めるが、この中で、民間研究支援財団（charity）からの研究助成金の比率が高く、重要な役割を果たしていることが英国の特徴である。具体的には、英国内の支援財団からの資金は、98年度の場合、約4億ポンド（総収入の約3.8%）となっており、研究資金としては政府の研究協議会に次ぐ規模（研究資金総額の24.8%）である。

さらに、英国産業界等からは、研究資金として約2億ポンド（研究資金収入の12.4%）、その他サービスとして約8,000万ポンド、合わせて2億8,000万ポンド（総収入の2.7%）の資金を確保している。

### 5-2. 産学連携<sup>36</sup>

英国における産学連携については、歴史的には19世紀半ばから市民や企業家等の手で地域経済の発展に貢献する研究や人材育成を担う機関としての大学（“redbrick universities”）がマンチェスターなどに設立されたという経緯がある。しかし、20世紀初頭以降は、大学における産学連携が相対的に目立たなくなり、人材養成面においても大学セクターとは別にポリテクニクが設立され、実用的な教育が行われることとなった。

しかし、こうした状況は1970年代に変化を見せ、企業からの資金獲得を目的としたIndustrial Liaison Office (ILO) がいくつかの大学に整備された。さらに80年代には、大学政策の転換と実用的教育研究を求める産業界の大学に対する期待を推進力として、各大学において子会社の設立やサイエンスパークへの進出など産学連携の取り組みが進んだ。

また、政策的にも93年の科学技術白書“*Realising Our Potential*”において、科学技術による国家的な富の創出と生活の質の向上が目標として掲げられるとともに、その有力な手段として産学官連携の重要性が強調され、政府においても産学連携促進のための諸施策が展開されることとなった。

#### 5-2-1. 連携促進のための方策

研究開発に関する産学連携施策としては、LINKやROPAsがあり、主に研究協議会や各省庁が推進している。LINKは、産業界にとって戦略的に重要で、将来の実用化が期待できる科学技術分野を対象として、大学と企業の共同研究を支援するプログラムであり、研究費用の50%以上を企業が負担する（マッチングファンド）ことを条件として、概ね2～3年間の研究プロジェクトを対象とするものである。

これに対して、ROPAs (Realising Our Potential Awards Scheme)は、各研究協議会において運営されており、過去に企業から財政支援を得て基礎的あるいは戦略的研究活動を行った研究者に対して、その個人的興味による研究を支援するものである。応募条件として1年間で2万5千ポンド以上企業資金を獲得した実績が必要で、採択されると1～2年間で2万5千～15万ポンドの助成金が支給される。

このほか、HEFCEの特別な支援プログラムの中にも、企業と大学の連携を促進するためのものが含まれており、たとえば、Higher Education Reach-out to Business and the Community (HEROBC)は大学の研究成果等を企業に移転することを支援するものとして、総額で年間2,000万ポンドが申請大学に配分されている。

なお、企業等からの受託研究については、これが盛んとなりつつあった1990年代半ばに、国税庁からcharityとしての大学の本来業務としてみなすことが困難で、その収入を非課税とすることが適当でないケースもあるのではないかとの疑義が示された。このため、CVCPと国税庁で協議が行われ、charityの目的である“advancement of education”に即した研究活動であることの判断基準として、「研究成果の公開」（企業が特許取得等のために通常要する期間の非公開は許容）が確認された<sup>37</sup>。

#### 5-2-2. PFI

また、1992年に公的プロジェクトへの民間セクターの投資を奨励する官民連携策として打ち出されたPFI (Private Finance Initiative) については、財政カウンスルが資本整備交付金の大幅カットの方針を打ち出した95年頃から、大学においても本格的に導入されるようになった。97年に政権についたブレア政権は、PFIをPublic Private Partnershipとも呼んで一層の拡大を図っている。PFIの対象は特に限定されるものではないが、これまでのところ、主に学生寮、学生食堂、会議施設、スポーツ・レジャー施設等大学が担う機能の中でも周辺的な機能を果たす施設が主な対象となっている。ただし、情報 (IT) や研究施設の向上など大学本来の目的である教育・研究により直結する活動 (core activities) に係わるプロジェクトも次第増えている。

表2-17 高等教育PFI (2000年7月現在)

PFIの実施者	PFIの内容
グリニッジ大	学生寮の建設・維持管理 <1995年10月契約>
ブライントン大	学生寮及び余暇施設の建設・維持管理 <1996年9月契約>
ファルマス芸術カレッジ	150人収容学生寮の建設・維持管理, 賃貸運用 (1998年9月から使用) <1997年11月契約>
ロンドン大学キングスカレッジ 及び ヌナイテッド医療校	両校の合併統合 (1999年完了) <1997年11月>
ロンドン大学ユニバーシティカレッジ	医学研究設備の拡充・維持管理 (1999年9月から使用) <1997年11月契約>
ダラム大	情報システムの高度化<1998年8月契約>
ロンドン大学東アフリカ校	発電・暖房施設の拡充<2000年1月契約>
ロンドン大学インペリアルカレッジ	8教授施設のITによる統合・維持管理<2000年4月契約>

出典: DfEE PPP homepage Project List (<http://dfee.gov.uk/pppfi/index.htm>)

表2-18 PFIの事例 (グリニッジ大学の場合)

<p><b>【概要】</b> 企業が資金を負担して学生寮を建設し、施設の維持管理を行う一方、大学は学期中、学生寮を優先的に使用する。学期以外の期間は企業が施設を活用する。30年間で企業が投資資金を回収し、所有権等が企業から大学に移転する。</p> <p>民間企業: Wimpey (建設会社)</p> <p>対象事業: 学生寮 (約650名収容) の整備および管理運営</p> <p>期 間: 30年</p> <p>総事業費: 約4,000万ポンド コンサルタント料: 約40万ポンド</p> <p>事業費の回収方法: 学生から徴収する寮費</p> <p>リスク分担</p> <p>企業: 学生寮の建設費, 期間内の完了, 生じ得る赤字 合意した学生寮の管理運営水準の達成 長期間にわたる施設・設備の維持管理 休暇中の施設活用</p> <p>大学: 学生の収寮と寮費の徴収</p>
--

出典: "The New Greenwich village" (Times Higher Education Supplement, April 19 1996)

財政カウンスルでは、各大学におけるPFIの取組を支援するため、各大学がPFIの可能性を検討する場合に必要なコンサルタント料を2分の1まで支援する制度を創設した。

これは、数十年にわたって土地、施設の所有権を民間企業に移転することの是非を判断するに当たって、施設の整備、整備のための資金調達、管理運営を自ら実施するのに必要な経費の詳細な分析や、これらを外部委託することにより削減されるコストの予測等をコンサルタント会社と協議することが必要となるため、その費用を支援するものである\*38。

### 5-3. 寄附金等

大学の財務統計にある“Endowment & Interest payable”の収入項目（99年度の場合、約2億5,000万ポンド）には、寄附金も含まれる可能性があるが、基金運用収入と基金以外の保有財産の運用益がその主たる内容と考えられる。このため、大学における寄附金収入については、正確なデータがない。

大学関係者によると、英国の大学は、従来、卒業生等から寄附金を集めるという活動にあまり熱心ではなく、最近になって、オクスブリッジを中心に卒業生等からの募金活動を積極的に展開するようになったようである。民間企業からの寄附金の受入も積極的になりつつあり、ケンブリッジ大学が、近年、ビル・ゲイツから1億3,000万ポンドの寄附を受けたのは有名である。

なお、寄附金税制については、charity（研究支援財団）に対する寄附を促進するため、2000年4月から図2-2のように大幅な税制改正が行われた。具体的には、“Gift aid”と呼ばれる企業や個人の公益法人に対する寄附の形態に係る税制上の優遇措置について、1回の寄附につき250ポンド以上と設定していた寄附金額の下限が撤廃され、企業については、公益法人に寄附した金額全額を損金算入でき、個人については、寄附金全額を所得控除できることとなった。

表2-19 Charityに対する寄附金税制の改革

寄附の形態	税目	税制上の優遇措置	
		改革前	改革後
Gift aid	法人税	250ポンド以上 全額損金算入	全額損金算入
	所得税	250ポンド以上 全額所得控除	全額所得控除
Payroll giving	(法人税)	所要経費は全額損金算入	
	所得税	年額1,200ポンドまで所得控除	全額所得控除

また、給与所得者が給与から天引きして行う公益法人に対する寄附の形態（“Payroll giving”）に係る税制上の優遇措置について、年額1,200ポンドの上限が撤廃され、被雇用者が雇用主である企業との間で、あらかじめ指定する公益法人への寄附金を給与から天引きす

ることについて合意していれば、寄附金額が全額所得から控除されることとなった。この場合、企業は、天引きや指定された公益法人への寄附手続き等に必要な経費について、全額損金算入できる<sup>39</sup>。

#### 5-4. 学内における資金配分

##### 5-4-1. 経理事務に係る権限関係

英国の大学内部における資金配分等の仕組みは多様であるが、近年、財源の多様化が進む中で、各大学の学内における経理事務の権限は、本部統括型から部局委任型へと移行する傾向があると言われている。

大学の主たる収入源がUGC等からのブロック・グラントであった時代は、本部の役割が大きく、部局の長は、可能な限り本部から資金を調達していくことで能力が評価された。このような状況においては、各部長は学務面でのリーダーシップに専心すればよいという利点の一方で、部局のコスト意識が希薄となりがちで資金管理において必ずしも効率的でないという問題もあった。

UGC等からのブロック・グラントが頭打ちとなり、各大学が経費の削減に努めるとともに、独自の財源を求めて、財源の多様化を図る中で、各部局のコスト意識を高めるとともに、部局毎の収入確保のためのインセンティブを付与する必要があり、部局の自立性を高める方向で、学内の資金配分の仕組みが変革していくこととなった。もっともその際、大学としての統一性を維持することも必要であったことから、本部における戦略的な計画や政策的資金配分の機能が一層重視されることとなった。

##### 5-4-2. 資金配分の仕組み

学内の部局間における資金配分の仕組み・ルールについても多様であり、前年の実績をベースにするところ、毎年度ゼロベースで各部長が財政部局と折衝するところ、一定の形式（多くの場合、学生数）に基づいて各部局に予算が配分されるなどがある。

具体的には、例えば、基本的な収入（授業料、財政カウンシルの補助金等）を推計し、本部経費（30%前後が一般的）を差し引いた上で、残りを部局経費として配分する。その際には、財政カウンシルの教育補助金配分の分野別学生単価をベースにして、学部学生と大学院学生を一定の指数（1：2など）で加重した人数をかける等の方法で各部局の配分額を算定する。また、各部局の収入増に対するインセンティブとして、当該部局に係る、留学生授業料の2.5%、前年度における研究協議会（RCs）や研究支援財団（charities）からの研究資金収入の7.5%、受託研究の間接経費の50%などのルールで上乗せ配分が行われる。なお、本部経費は本部の管理運営費として使用するだけでなく、新しい試みや大学としての重要施策のために（初期経費分として）期間を限定して、関連部局に配分される資金も含まれる場合がある。